

# 雇用保険被保険者離職証明書の賃金額を 未計算とした事業主の皆さまへ

※未計算賃金の有無に関わらず、本リーフレットを添付しております。  
未計算賃金がない場合や未計算の月が完全月でない場合は報告は不要です。

雇用保険被保険者離職証明書の⑫欄賃金額について、「未計算」と記載した完全月（※）の賃金額が確定しましたら、「未計算賃金額連絡票」に必要な事項を記載の上、事業所管轄ハローワーク宛ご報告をお願いします。

（※）⑩欄の賃金支払対象期間が満1ヶ月であり、かつ、⑪欄の日数が11日以上（各給付額算定のため、完全月以外の賃金額の確認を依頼する場合があります。）

「未計算賃金額連絡票」の様式は静岡労働局HPよりダウンロードしてください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki /  
koyou\\_hoken/201308.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/201308.html)



「未計算賃金額連絡票」により、未計算賃金の報告を依頼しているハローワーク（令和7年7月1日現在）

HW名	報告先メールアドレス	HW名	報告先メールアドレス
浜松	22020-tekiyou@mhlw.go.jp	掛川	kakegawa_hoken@mhlw.go.jp
細江	hosoesho-gaibuyou@mhlw.go.jp	富士宮	fujinomiyahw_tekiyou01@mhlw.go.jp
浜北	hamakita-shutchoujo@mhlw.go.jp	島田	shimada-tekiyouhosei.9u4@mhlw.go.jp
沼津	22030-tekiyou@mhlw.go.jp	榛原	haibarasho-gaibuyou@mhlw.go.jp
御殿場	gotemba-tekiyouhosei.ig4@mhlw.go.jp	磐田	22090-hoken2@mhlw.go.jp
清水	22040-tekiyou@mhlw.go.jp	富士	22100-tekiyou@mhlw.go.jp
三島	22050_mishima-tekiyou@mhlw.go.jp	下田	shimodasho-gaibuyou.jy4@mhlw.go.jp
伊東	itousho-gaibuyou@mhlw.go.jp	焼津	22120yaizu-tekiyou@mhlw.go.jp

- ・メール送付の際は、メールの件名を「未計算賃金の報告」として下さい。
- ・確認書類の添付を要しない照合省略を認められた事業主、社会保険労務士、労働保険事務組合以外の場合には、賃金額の確認のため賃金台帳等の添付をお願いします。
- ・上記の報告先メールアドレスは受信専用とし、原則返信はいたしません。



静岡労働局職業安定部 ハローワーク（公共職業安定所）

R070717 静岡